

## 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1119号

## 令和6年度4月採用(追加募集)

## 本山町職員採用試験のお知らせ

## 職種及び採用予定人員

| 職種                      | 採用予定者数  |
|-------------------------|---------|
| A 一般行政職(保育士)            | A・B合わせて |
| B 一般行政職(保育士)<br>※社会人経験者 | 1名      |
| C 一般行政職(保健師)            | 若干名     |

## 給与・勤務条件等

給与は本山町一般職の職員の給与に関する条例による。勤務条件等は本山町一般職員の例による。

## 受験資格

- ① A…平成6年4月20日以降に生まれたる者で保育士免許を有する者。または令和6年3月31日現在で取得見込みの者。
- B…昭和59年4月20日から平成6年4月1日まで生まれたる者で保育士免許を有する者。
- C…昭和49年4月20日以降に生まれたる者で保健師免許を有する者。または令和6年3月31日現在で取得見込みの者。

② 本山町に住所を有する者、または採用後本山町に居住できる者。

③ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けようとするものがある者。

イ 本山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

## 提出書類

① 受験申込書【※】

② 第一次試験結果通知申出書【※】(Cは不要)

③ A・Bを受験する者は、保育士証の写しまたは資格取得見込証明書

Cを受験する者は、資格免許状の写しまたは資格取得見込証明書

④ 写真2枚(縦4cm×横3cm)…うち1枚は申込書へ貼付のうえ提出するもの。

【※】はホームページ上でダウンロード可

## 受付期間

1月11日(木)～1月26日(金)

受付は、平日の午前9時から午後5時(昼休み除く)まで、役場二階総務課にて行います。(代理人可)

郵送による申込みは、1月26日(金)の消印まで有効。封筒の表に「採用試験申込書」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。

## 第一次試験

【日時】2月11日(日) 午前10時

【場所】本山町内(詳細は受験者に通知)

## 【合格発表】

本山町役場正面玄関に掲示、ホームページに掲載するほか、受験者に通知します。

※本山町は、障がい者の雇用の促進に取り組んでいます。

## 【問い合わせ先】

総務課 電話 76-222233

本山町ホームページにも詳細を記載しています。

<https://www.town.motoyama.kochi.jp>

## 【令和5年度臨時特別給付金

(3万円)を未申請の方へ】

本山町では、今年7月に、臨時特別給付金の支給条件を満たすと思われる世帯に対し、「臨時特別給付金支給要件確認書」をお送りしています。返信をまだされていない世帯につきましては、確認書記入の上、必要書類を添付し、同封の返信用封筒へ返送してください。

※転入前市町村で受給していない世帯が転入先市町村の基準日以降の転入により転居前後のいずれの市町村からも支給が受けられなかった住民税非課税世帯からの申請を新たに受け付ける(申請や確認書の返送を忘れた者等を除く)という場合があります。該当の方は至急ご連絡ください。

なお、この給付金受付の締め切りは、令和6年1月31日(火)です(期限を過ぎれば返付できません)。ご注意ください。

## 【問い合わせ先】

住民生活課住民班 電話 76-22115

# 令和6年度償却資産(固定資産税)

## の申告について

固定資産税は、土地や家屋以外の償却資産(事業用資産)についても課税対象となります。

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを営んでいる方が、その事業のために用いることができない構築物、機械、器具、備品等であり、償却資産を所有する法人または個人の方は、毎年1月1日現在在本山町内にある償却資産(事業用資産)の取得価格や取得時期等の申告が必要です。(地方税法第383条の規定による)

詳しくは、町ホームページ掲載の「償却資産申告の手引」をご覧ください。(役場税務班でも配布しております。)

### 【申告の対象となる資産】

令和6年1月1日現在、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを除く)となります。

なお、次に該当する資産も申告対象となります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過し、帳簿上で備忘価格1円のみが計上されている資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産(その一部が事業の用に供されている資産)
- ③ 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ⑤ 遊休資産(稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑥ 未稼働資産(既に完成しているが未だ稼働していない資産)

⑦ 改良費(資本的支出)

⑧ 赤字決算のため減価償却を行っていない資産

⑨ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却・特別償却・割増償却している資産

⑩ 資産の所有者が事業として他人に貸し付けている資産(リース資産、レンタル資産)

⑪ 従業員の福利厚生施設(社宅・寮等)の構築物、器具備品

### 【申告の対象とならない資産】

① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの(小型フォークリフト・コンバインなど)

② 営業権や特許権などの無形減価償却資産

③ 繰延資金(開業費、開業費、負担金)

④ 耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の資産のうち、税務会計上で一時に損金に算入しているもの

⑤ 取得価格が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

⑥ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で取得価格が20万円未満のもの(地方税法施行令第49条ただし書)

【申告期限】令和6年1月31日(水)

### 【申告書の提出方法】

役場へ持参、もしくは郵送にて提出してください。

また、地方税ポータルシステム(e-TAX)による電子申告もご利用いただけます。

### 【申告書の様式について】

昨年度、町様式で申告(紙申告)をされた方には申告書を送付しています。なお、申告書(入用の場合は、役場税務班にて入手、もしくは町ホームページからダウンロードいただけます。

### 【提出・問い合わせ先】

住民生活課税務班 電話 76-21115

## 障害者の就労相談について

障害者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制となっておりますので、相談日の3日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】2月16日(金) 午後1時~午後3時

【場所】本山町役場1階 もちやまホール

### 【対象者】

○障害や病気のある方で、

・一般企業への就職を目指す方

・就労の継続や生活に不安のある方

○障害者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

### 【問い合わせ・予約先】

障害者就業・生活支援センター「ゆづあひ」

電話088-854-9111

## 寺家地区火災見舞金について

このたびは、寺家地区火災見舞金の寄付にご協力いただき、誠にありがとうございました。また区長の皆様、集金等にご協力いただいた方、大変お手数をおかけしました。

その結果、合計284,800円の見舞金を被災者の方へお渡しの予定ができました。

まだまだ、火事が起こる可能性があります。皆様気を付けてお過ごしください。

### 【問い合わせ先】総務課 76-22223

## 農業委員・農地利用最適化

### 推進委員の募集について

本町農業委員の任期が令和6年7月の日をもって満了となることから、農業委員会等に關する法律に基き、「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を募集します。

#### ●農業委員の募集について

##### 【対象者】

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者

##### 【定数】 14人

##### 【報酬】 本町の条例に基き

#### ●農地利用最適化推進委員の募集について

##### 【対象者】

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

##### 【定数】 4人以内（担当地域 本山町全域）

##### 【報酬】 本町の条例に基き

農業委員・農地利用最適化推進委員の応募については次のとおりです。

##### 【応募受付期間】

令和6年1月10日から令和6年2月29日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前0時30分から午後5時15分まで

#### 【応募方法】

・ 一般募集（自由応募）

・ 本山町に住所を有する農業者からの推薦

・ 農業者が組織する団体その他団体からの推薦

・ 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。

※規定の様式に必要書類を添え、農業委員会事務局へ提出してください。規定の様式は、農業委員会事務局で用意しています。

その他詳細につきましては、農業委員会事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先

農業委員会事務局 電話 76-3916

【申し込み期限】

令和6年1月26日（金）期限厳守

## 本山町生活応援地域振興券

### 加盟店舗の募集

本山町では、電力・ガス・食料品等の物価高騰による影響を受けた町内の商工業者の支援と、地域における消費を喚起・下支えするため、令和6年1月1日現在の全町民を対象とした本山町生活応援地域振興券を、発行予定です。町内の店舗で幅広く利用できるように、加盟店舗を募集します。

#### 【加盟条件】

町内で商工業を営む事業者（支店・営業所を含む）

※現に本山町商工会に加盟している事業者は、申込書の提出は必要ありません。商工会加盟店以外の

事業所の参加を広く公募するものです。

#### 【加盟方法】

「本山町生活応援地域振興券取扱事業者 登録申請書」及び「誓約書」（本山町商工会備付もしくは本山町ホームページからダウンロード）を商工会に提出。

※提出頂いた事業所は、加盟店一覧表に掲載

#### 【申し込み期限】

令和6年1月26日（金）期限厳守

提出及びお問い合わせ先

781-3601 本山町本山494-1

本山町商工会 電話 76-2160

FAX 76-3990 本山町ホームページにて詳細を公開しています。  
<https://www.townmotoyama.kochi.jp/>

各店舗への配布予定

① 2月上旬より各店舗に送付予定

② 使用期間 令和6年2月上旬（予定）

③ 額面 1冊¥5,000円の地域振興券

（500円×10枚綴）

※1人につき1冊配布いたします。

お問い合わせ先

まちづくり推進課産業振興班

電話 76-3916

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事があるままに、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）

です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【日時】 1月19日（金）午後1時～3時30分

（相談時間は、1組あたり30分です。）

【場所】 役場の隣 相談室303

【事前予約連絡先】 総務課 電話 76-2223

### 毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 1月18日（木）午前10時～正午

【場所】 役場1階 もとやまホール

【行政相談員】 筒井 幸弘

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-222233

### 食べ物による窒息事故に注意

食べ物などの詰まらせてしまう窒息事故は、食べ物をかむ力や飲み込む力が弱い高齢者や5歳までの小さな子どもに多く発生しています。

○食べ物による窒息事故を防ぐポイント

・硬くてかみ砕く必要のあるパンやナッツ類は、5歳以下の子どもには食べさせない。

・果物、野菜、肉、魚などの固くかみ切りにくい食べ物は、小さく切って食べさせる。

・ミニトマトやブドウなどの球状の食べ物には4つに切る、ウインナーなどの細長い棒状の食べ物は縦半分に切るなど工夫し、丸ごと食べさせない。

・食事中は、姿勢を正しくして食べるように集中させる。遊んだり、動いたり、泣いたりして集中しない場合は食べさせない。

・パン、おもち、はちまき、小豆などだけでなく、小学生や大人でも事故が起きる可能性があるため、口を詰めない。飲み物と一緒に少しずつ、よく噛んでから飲み込むようにすすむ。

### ○窒息時の対処法

・食べ物による窒息事故が起きてしまった場合は、すぐに119番へ連絡し、応急手当を開始しましょう。

【問い合わせ先】

まちづくりの推進課 電話 76-3916

### 使っていないサブスクリプションの解約忘れに注意しましょう

#### 解約忘れに注意しましょう

サブスクリプション（以下「サブスク」という。）とは、定額を定期的に支払うことで一定期間、商品やサービスを利用することができるといったものです。申し込む際にクレジットカードの登録が必要で、登録したあとは自動で更新されるため、便利な反面、使わなくなった場合でも契約が継続されます。

また、お試し期間が設定されている場合も、お試し期間内に解約をしなければ自動的に定額サービスに移行し、自ら解約しない限り支払いが続く場合もあります。申し込む際はホームページなどで利用規約や解約方法をよく確認しましょう。

・解約は事業者の定める方法で手続きを行う必要があります。申し込み時に登録したアカウント名やパスワード等が必要な場合がありますので忘れないようにしましょう。

・利用していないサブスクにすぐ気付けるよう、クレジットカードやキャッシュ決済（電話料金やまとめて支払う方法）などの支払いの設定の詳細は毎月確認しましょう。

・不審に思ったり困った場合は、消費者ホットライン「1888（ごまご）」に電話しましょう。

【問い合わせ先】

高知県立消費生活センター

電話 088-624-0999

まちづくりの推進課 電話 76-3916

## 令和5年度自衛官等募集案内

| 募集種目   | 資格             | 受付期間           | 試験期日   | 合格発表         |
|--------|----------------|----------------|--|--------------|
| 自衛官候補生 | 18歳以上33歳未満(注1) | 年間を通じて行っております。 | 次回試験日<br>令和6年2月23日～25日<br>(学科Web試験)<br>令和6年3月3日(面接・身体検査) | 試験時にお知らせします。 |

注1 32歳にあっては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者(令和4年4月1日施行)

※ お問い合わせは市町村窓口、または下記へお気軽にどうぞ。パンフレット等もございます。

自衛隊高知募集案内所 TEL(088)823-2006